

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人竹林節治、同畠守人、同中川克己の上告理由について

憲法二八条は、勤労者に対し団結権、団体交渉権、争議権等のいわゆる労働基本権を保障した規定であつて、使用者が労働組合との合意により私法上の義務としての団体交渉義務を負担し又はこれを確認することは、同条とかかわりのない問題である。それゆえ、所論違憲の主張は、その前提を欠くものであつて、民訴法四〇九条ノ二第二項所定の特別上告理由にあたらない。

よつて、民訴法四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	本	林	譲
裁判官	大	塚	喜一郎
裁判官	吉	田	豊
裁判官	栗	本	一夫